

NEW!

東京湾口における 新たな経路指定



平成31年3月1日 から東京湾口付近に、海上交通安全法に基づく

新たな交通ルール（経路指定）が設定されます。ルールはAIS搭載の有無を問わず、全ての船舶に適用されます。航行ルールは以下のとおりです。

南航船

浦賀水道航路を航行し、引き続きE線を横切って航行しようとする船舶

▶ **中心線の西側**を航行

北航船

E線(※1)を横切り、引き続き浦賀水道航路を航行しようとする船舶

▶ **中心線(※2)の東側**を航行

E線(※1)

剣埼灯台から130度方向に陸岸まで引いた線

中心線(※2)

下記A地点とB地点を結んだ線

A地点

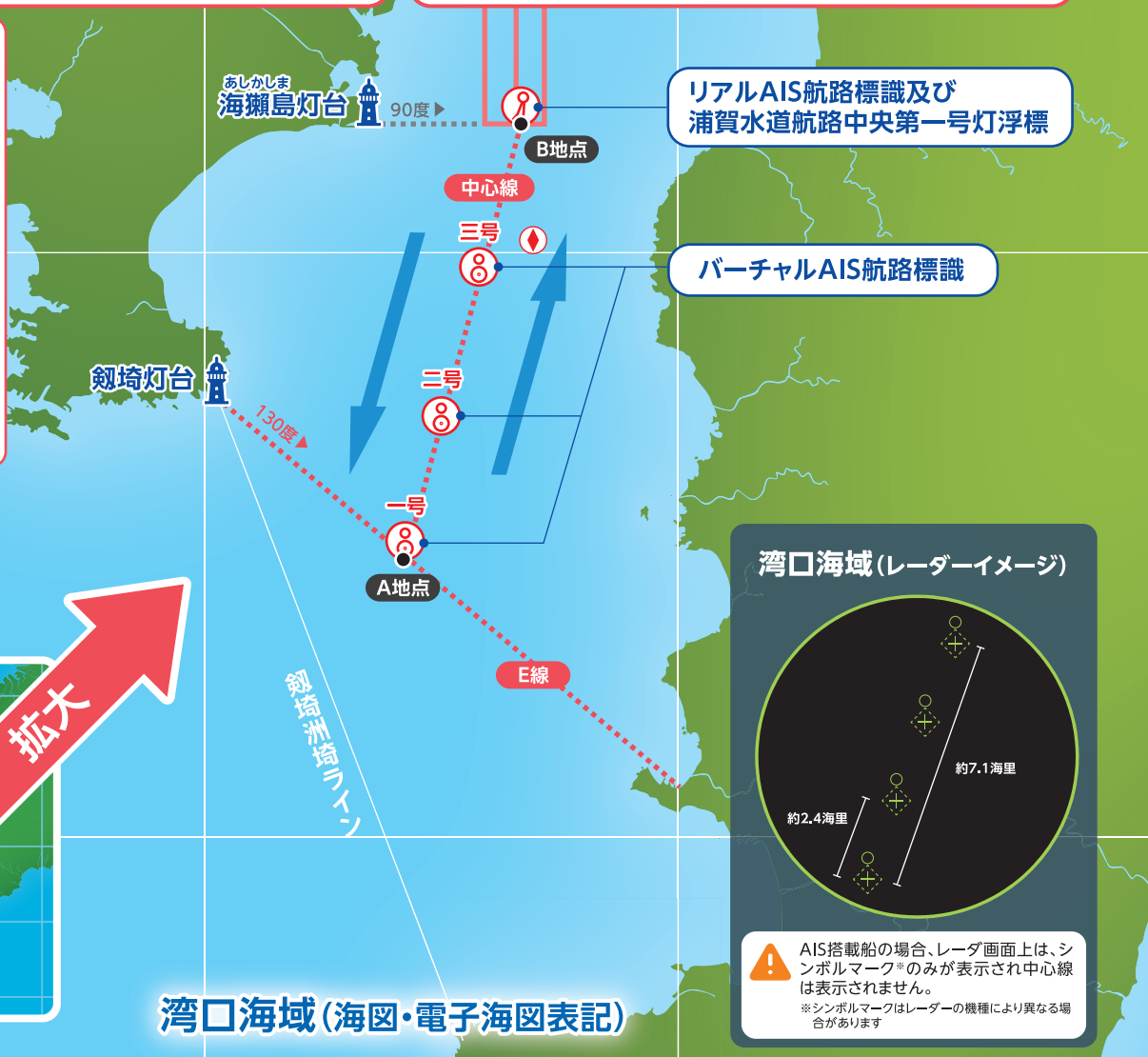
剣埼灯台から130度、7,590メートルの地点

B地点

あしかしま海瀬島灯台から90度、3,770メートルの地点

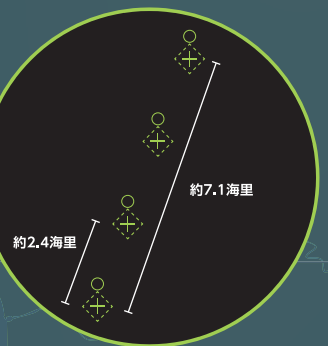
リアルAIS航路標識及び浦賀水道航路中央第一号灯浮標

バーチャルAIS航路標識



湾口海域（海図・電子海図表記）

湾口海域（レーダーイメージ）



⚠ AIS搭載船の場合、レーダ画面には、シンボルマーク*のみが表示され中心線は表示されません。
*シンボルマークはレーダーの機種により異なる場合があります

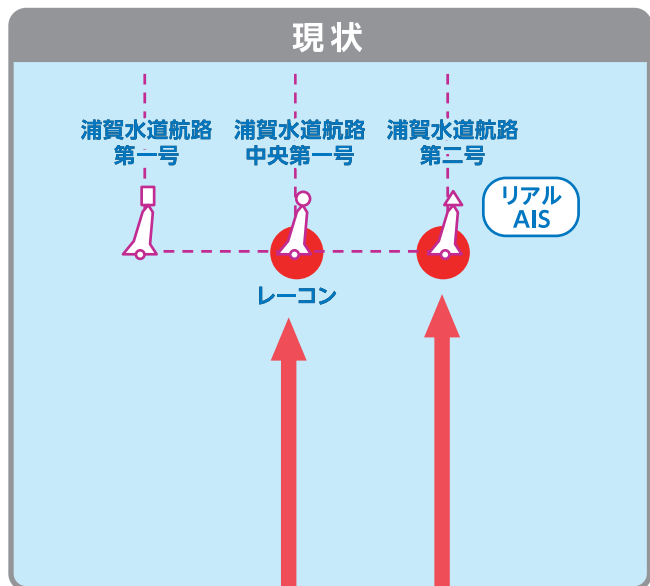
新たな経路指定の設定に伴い、浦賀水道航路中央第一号灯浮標へ併設されている浦賀水道航路南口無線方位信号所（レーダービーコン）が廃止され、同灯浮標へ浦賀水道航路南口東端AIS信号所が移設されます。 [詳細は裏面参照](#)

東京湾口における航路標識の再編

東京湾口付近に海上交通安全法に基づく新たな経路が指定されるのに伴い、以下のとおり航路標識の設置、廃止※が行われます。

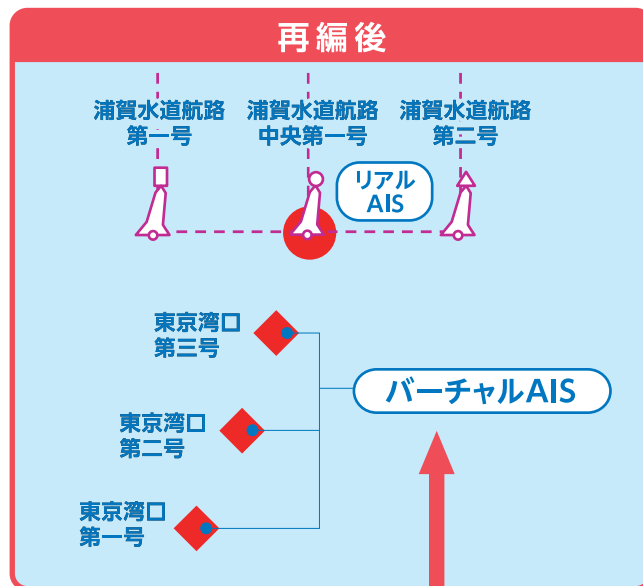
※廃止・移設時期の詳細については別途お知らせします。 ※物理的な灯浮標が設置されるものではありません。

再編概要



平成31年2月中旬
ころ廃止

平成31年2月中旬ころ
中央1号への移設に伴い
運用停止※



平成31年3月1日
運用開始

※リアルAISの再編に伴い、気象観測・提供業務は観測箇所が変わりますが継続します

AIS航路標識の緯度経度

- 東京湾口第一号バーチャルAIS (V/TOKYOWAN-NO1) 北緯 35度05分50秒 東経 139度44分27秒
- 東京湾口第二号バーチャルAIS (V/TOKYOWAN-NO2) 北緯 35度08分08秒 東経 139度45分10秒
- 東京湾口第三号バーチャルAIS (V/TOKYOWAN-NO3) 北緯 35度10分26秒 東経 139度45分53秒
- 浦賀水道航路中央第一号AIS (URAGA-CENTER-NO1LB) 北緯 35度12分43秒 東経 139度46分36秒

AIS非搭載船へのお願い

バーチャルAISとは実在しない航路標識をAISの信号により表示するものです。また、リアルAISとは実在する航路標識に送信装置が存在し、リアルタイムに位置情報及びAIS信号を送信するものです。いずれの場合も、AIS非搭載船には表示されません。

これらの船舶は、最新の海図により確認するとともに、GPSプロッター等へ位置入力をお願いします。

第三管区海上保安本部交通部 TEL 045-211-1118

問合せ先

- 航路標識の設置、廃止に関する事 企画課・整備課
- 経路指定に関する事 航行安全課
- 気象海象の情報提供に関する事 安全対策課

平成31年1月作成